

川上小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】
持続可能な社会をたくましく生き抜く力を身に付けた川上っ子の育成

【いじめの防止等に関する川上小学校の基本的な考え方】
いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
いじめの問題への対応は本校における最重要課題の一つであり、一人の教員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携していかねばならない。
鹿児島市立川上小学校の児童がいじめでつらい思いをすることがないように、わたしたち大人一人一人が「いじめは絶対に許されない。」との意識をもち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、児童も安心して豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生じさせない風土を醸成していかねばならない。

【子どもをいじめに向かわせない3原則】

①規律 ②学力 ③自己有用感

きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感をもった子どもの育成

【家庭・地域との連携】

- 学校運営協議会
- 川上小PTA
- 地域PTA
- 川上校区まちづくり協議会
- あいご会

【いじめ対策委員会】

- 目的
いじめの未然防止と早期発見・早期解決に関する措置に組織的に取り組む。
- 組織構成
校長、教頭、生徒指導主任、必要に応じて生徒指導部員、学年主任、学級担任、養護教諭、その他必要に応じた関係者や外部の専門家
- 開催期日
随時
- 場所
校長室

【関係機関等との連携】

- 市教育委員会青少年課
Tel 227-1971
- 鹿児島西警察署
Tel 285-0110
- 県中央児童相談所
Tel 264-3003
- スクールサポーター
- SC・SSW 等
- 民生委員
- 主任児童委員

【教育活動の重点】

- 基礎的・基本的事項の定着と主体的に学習に取り組む態度の育成
- 基本的生活習慣の形成と思いやりの心や豊かな感性の育成
- 心身ともに健康で、最後までやりぬく粘り強い気力・体力の育成
- 教育的・美的・健康的環境づくり

【児童の主体的活動】

- 進んで学習に取り組み、計画的に家庭学習を行う。
- 心のこもったあいさつと正しい言葉遣いができる。
- 思いやりの心をもち、誰とでも仲よく助け合う。
- 体力づくりに励み、正しい生活習慣を身につける。
- 進んで清掃活動に取り組む。
- 委員会や係の仕事を積極的に行う。

【いじめの未然防止】
いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

〈基本8項目〉

- ① 児童同士の好ましい人間関係の醸成
- ② いじめは絶対に許されないという教職員の姿勢
- ③ いじめを許さないという意志の醸成
- ④ いじめの黙認の禁止
- ⑤ 一人で悩まないこと
- ⑥ いじめについて考える場の設定
- ⑦ 学校行事を通じた連帯感の醸成
- ⑧ いじめ解決に向けた児童の主体的活動の実施

- 教職員の取組
人権教育や道徳教育の充実を図りながら、全教育活動を通じて、いじめを許さない学校の気風づくりを図る。
校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」等で全児童を対象に、いじめに関する学習を行う。
- 児童の取組
言葉遣いに気をつけ、思いやりの心をもち、お互いを尊重し合う雰囲気高めを高める。
自主的・体験的活動の推進による自尊心感情と好ましい人間関係の構築を図る。(標語やポスターの作成など)
- 保護者の取組
規範意識をもち、基本的生活習慣を身につけさせ、子どもの様子を常に把握する。
保護者同士のコミュニケーションがより図られるような適切なPTA活動を進める。

【生徒指導体制】

- いじめ防止対策委員会
- 心の教育推進委員会
- 生徒指導部
- 関係機関との連携
- 学校ネットパトロール事業検索結果の活用
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターとの連携
- 啓発資料の活用

【相談体制】

- いじめの実態把握、アンケートの実施
- 教育・健康相談の実施
- 学級PTAの充実

【職員研修の重点】

- 職員研修への位置づけ
- 生徒指導事例研修の充実
- 人権同和問題に関する研修の充実

○ 「いじめ対策必携」等の啓発資料の活用

○ 職員による共通理解・共通実践

【その他】
学校いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表し、児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。

【いじめの早期発見】
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

- 教職員の取組
日々の観察に努め、定期的にアンケートを実施するとともに、保護者との連携を図る。
職員による校内の見回り等の実施
学校だよりやPTA会合等による学校の取組の発信及び情報の収集と共有
- 児童の取組
困ったことがあったときは、親や担任に相談できる雰囲気をつくる。
- 保護者の取組
教育相談に積極的に応じ、子どもたちに何か問題があったときは、すぐに学校へ連絡する。
- 具体的には下の6項目を中心に組織的・計画的に実践していく。

早期発見のための6項目	担当	具体的な取組
1 アンケートの実施	生活指導係	・4月、6月、9月、10月、1月
2 いじめ対策必携の活用	生活指導係	・内容の読み合わせと確認
3 教育相談の実施	教育相談係	・適切な相談日の設定
4 加ゆら等の周知と活用	生活指導係	・カウンセラー等の周知
5 校内の見回り	職員	・校内の見回りを行う
6 情報の収集・共有	学年主任	・各種便りやPTAの会合

【いじめに対する措置】
〈基本方針〉
① 正確な事実確認 ② 早期着手 ③ 適切な初期対応 ④ 確実な見届け

【いじめ問題等への基本的な対応の流れ】

- 1 情報の入手・・・慎重に情報を集める。
- 2 いじめ対応チームの編成・・・いじめ防止対策委員会
- 3 対応方針の決定・役割分担・・・教育委員会への相談
- 4 正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携
- 5 指導体制の検討・今後の対応・・・状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。

- 教職員の取組
実態を把握し、いじめられた児童への心のケアといじめた児童への毅然とした指導を行う。
- 児童の取組
実態把握に正直に協力し、いじめは許されないことを再認識しながら自分のできることを考える。
- 保護者の取組
被害・加害児童の保護者と相談相談を行い、家庭での適切な指導と今後の行動について話し合う。

〈いじめを受けた児童への対応〉

【担当】
○学級担任 ○養護教諭 等

【具体的な対応】
① いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し安心感を与える。

〈いじめを行った児童への対応〉

【担当】
○学級担任 ○学年主任 ○生徒指導主任 等

【具体的な対応】
① いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで継続指導する。

〈周囲の児童への対応〉

【担当】
○学級担任 ○学年主任 ○生徒指導主任 等

【具体的な対応】
① いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことを指導する。

〈保護者への対応〉

【担当】
○学級担任 ○校長 ○教頭 等

【具体的な対応】
《いじめられた児童の保護者》
① 発見したその日のうちに、保護者に連絡し、事実関係を伝える。

- ② つらさ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら今後の対応を一緒に考える。
- ③ 一人で悩まず大人に相談することの重要性を伝える。
- ④ 良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑤ 自己肯定感を回復できるよう、学級の集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- ⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。

【留意点】

- ① 秘密が守られるような環境を用意する。
- ② 焦らず、せかさず共感的に接していく。
- ③ 心の整理をする時間をしっかり確保する。
- ④ これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止める。
- ⑤ 心のケアを最優先にする。

- ② 当事者だけでなく、周りの子どもからの情報も収集し、実態を把握する。
- ③ 集団によるいじめも視野に入れ、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導にあたる。
- ④ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめた子どもの家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
- ⑦ 場合によっては、警察等の協力や出席停止等の措置をとる。
- ⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【留意点】

- ① 「暴力は絶対にしてはいけない」という毅然とした態度を貫く。
- ② 加害者が行った具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為であると指導する。

- ② はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることだと理解させる。
- ③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解したうえで、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ④ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

【留意点】

- ① 秘密が守られるような環境を用意する。
- ② 傍観していた自分と十分向き合う時間を確保しながら、同じような状況を二度とつくりたくないという気持ちを醸成するような指導を行う。
- ③ 仲間意識を大切にしながら、学級集団のよりよい関係について一緒に考えていくようにする。

- ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑤ 学校として、子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ⑥ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- ⑦ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出について弾力的に対応する。

《いじめた児童の保護者》

- ① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた子どもや保護者の気持ちに共感してもらう。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。
- ③ 担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合えるように連携する。
- ④ 子どもによりよい成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

【留意点】

- ① それぞれの保護者の心情を十分に理解し、保護者の意見にも耳を傾けながら、今後の子どもたちのために、大人が出来ることを一緒に協賛していく。
- ② 保護者の心痛も考慮し、話し合いの場所や時間、内容について事前に検討し、配慮する。

【重大事態への対処について】

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

- 生命、心身又は財産に重大な損害が生じた疑いがあると認める場合（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に係る事態）
 - ・ 児童生徒が自殺を図った場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神症の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に係る事態）
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

イ 重大事態への緊急対応

- 重大事態の報告
重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会へ報告する。
- 全校体制による緊急対応
 - ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
 - ・ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
 - ・ PTA・警察等との連携など
- 市教育委員会との連携
 - ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
 - ・ スクールカウンセラーなど、緊急派遣等の人的支援の要請
 - ・ 県教育委員会や警察等との連携についての要請

(2) 学校による調査

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事態関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。

イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・いつ（いつ頃から） ・どこで ・誰が ・何を、どのように（態様）
- ・なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

- いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、聞き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散、風評被害等にも配慮する。
 - ・ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
 - ・ 情報を提供してくれた児童の安全確保
 - ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など
- いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合（いじめられた児童が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合）、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) その他留意事項

ア 心のケア

○ いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 調査にあたっての説明等

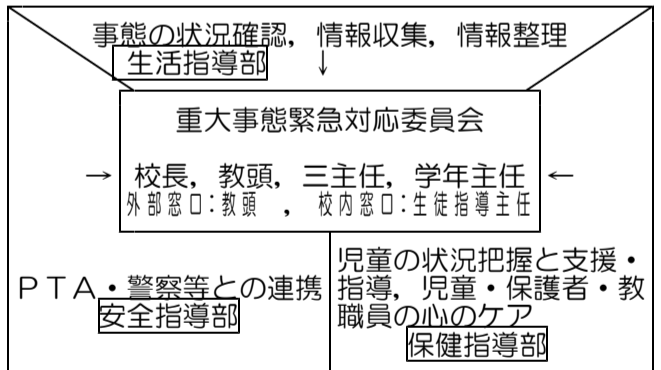
- いじめられた児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても、随時、適切な方法で報告することが望ましい。

ウ 調査対象の児童及びその保護者に対して

○ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

○ プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。



事例の総括・まとめ
学期末に定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ防止基本方針を更新していくようにする。

再発防止に向けた取組